

指定通所介護
めだかのデイ 4号館重要事項説明書
<令和7年7月1日現在>

1 施設経営法人

(1) 法人名	有限会社いわてにつかコミュニティ企画
(2) 法人所在地	岩手県盛岡市乙部 31 地割 17 番地
(3) 電話番号	019-675-1199
(4) 代表者氏名	吉田 ひさ子
(5) 設立登記年月日	平成 18 年 4 月 26 日
(6) 基本構想 経営理念	

一、私たちは富山型の福祉サービスとして、最期まで人間らしく、いきいきと生きることを追求し、暮らしを支援します。
一、私たちは地域と共に歩み、福祉の文化を築き、幸せの見える地域づくりをします。
一、私たちは働くことを通じて、人間的成长と、生きることの豊かさを求め、幸せになることを目指します。

2 施設の概要

(1) 指定年月日	令和 7 年 3 月 1 日
(2) 介護保険事業所指定番号	0370108144
(3) 提供サービスの種類	通所介護
(4) 施設の名称	めだかのデイ 4 号館
(5) 施設の所在地	岩手県盛岡市乙部 30 地割 19-1
(6) 電話番号	019-681-7690
(7) FAX番号	019-681-7691
(8) 所長(管理者)氏名	管理者 松島 都樹
(9) 開設年月日	令和 7 年 3 月 1 日
(10) サービス提供地域	盛岡市(玉山地区除く)、矢巾町(西徳田地区に限る)、紫波町(北沢地区に限る)とする。 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(11) 当事業所の職員体制

・管理者 1 名 (生活相談員と兼務)

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行い、生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

・生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

・看護職員 1 名以上

看護職員は健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者が各種サービスを利用するため必要な処置を行う。

・介護職員 1 名以上

介護職員は通所介護及の提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、

- 利用者に対し、適切な介助を行う。
- ・調理職員 1 名
調理職員は利用者の嗜好、健康状態を考慮し、適切な食事の提供を行う。
 - ・事務員 1 名
会計、庶務等の事務処理を行う。

(12) 当事業所の設備の概要

定員	20 名		
食堂兼日常動作訓練室	1 室	静養室	1 室
浴室	一般浴槽 1 ヶ所	送迎車	1 台

(13) 営業日・時間

営業日	営業時間
月曜～日曜日	8 時 30 分～17 時 30 分

- ・サービス提供時間は 9 時 00 分～17 時 05 分（8 時間以上 9 時間未満）となっておりますが、この時間内であればご希望の利用時間がございましたら、お気軽にご相談ください。

3 サービス内容

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談 等

4 利用料金

(1) 利用料金

① 通所介護利用料（通常規模型通所介護 8 時間以上～9 時間未満）

介護度	1 日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額 (1 割負担者)	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額 (2 割負担者)	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額 (3 割負担者)
要介護 1	6,690 円	669 円	1,338 円	2,007 円
要介護 2	7,910 円	791 円	1,582 円	2,373 円
要介護 3	9,150 円	915 円	1,830 円	2,745 円
要介護 4	10,410 円	1,041 円	2,082 円	3,123 円
要介護 5	11,680 円	1,168 円	2,336 円	3,504 円

① 加算料金

項目	1 日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額 (1 割負担者)	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額 (2 割負担者)	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額 (3 割負担者)
入浴介助加算 (I)	400 円	40 円	800 円	120 円
延長加算 (9 時間以上 10 時間未満)	500 円	50 円	100 円	150 円
(10 時間以上 11 時間未満)	1,000 円	100 円	200 円	300 円
(11 時間以上 12 時間未満)	1,500 円	150 円	300 円	450 円

(12時間以上13時間未満)	2,000円	200円	400円	600円
(13時間以上14時間未満)	2,500円	250円	500円	750円
サービス提供体制加算II	180円	18円	36円	54円
介護職員等処遇改善加算II	基本保険料に各種加算、減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に、9.0%を乗じた単位数で算定。			
通所介護送迎減算	470円/片道	47円/片道	94円/片道	141円/片道
通所介護同一建物減算	940円/日	94円/日	188円/日	282円/日

※延長加算は19時00分より加算対象となります。

(2) その他（実費分）

ア 食材料費として1回利用あたり¥500円（全額自己負担）を頂戴いたします。

*体調不良等で利用中断となった場合も同様といたします。

イ 上記の他、余暇活動時にかかる費用等も自己負担となる場合があります。なお、自己負担が発生する際は、事前に文書にてご説明、ご連絡致します。

(2) 支払方法

ア.定める利用単位毎の料金と利用に係る実費分につきまして、月末締めとし、明細を添付して請求いたします。次月27日に口座引き落としとなります。

イ.定める利用単位毎の料金と利用に係る実費分につきまして、月末締めとし、明細を添付して請求いたしますので、次月末日までに郵便局から振り込みにてお支払いください。振込手数料は利用者負担となります。

ご利用者様と当事業所両者合意のもと上記（ ）の方法でお支払い頂きます。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア お客様が介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

ウ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

ア 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了する事ができます。

イ お客様がサービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所従業員に対して本契約を

継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

(3) 健康上の理由による中止

- ①風邪、病気等の際は、サービス提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医	病院名	
	主治医名	
	住所	
	電話番号	

(4) サービスの中止

体調不良等で急遽利用を中断した場合は所定の単位数で算定させていただきます。

6 留意事項

(1) 医療行為について

- ① 原則として医療行為は禁止されていますが、事前の打ち合わせにて当事業所の看護師により、体調把握及び入浴の可否判断のためのバイタルチェックはさせて頂いております。その他、服薬、点眼、湿布等の処方を受けておられ、援助の必要な方はお申し出下さい。主治医との協議の上、対応できるものについては調整を図ります。
- ② 水虫につきましては感染防止のため薬の持参を依頼することもあります。

(2) 送迎面について

- ① 朝は遠方から、帰りは近場から送迎していますので、希望の時間に添いかねることもございます。
- ② 冬期間など道路状況により送迎時間に著しい変更が生じる場合は、事前に連絡させていただきます。
- ③ 利用日によって送迎時間が異なることがありますので、あらかじめご了承下さい。
- ④ 利用日の前日に送迎時間の連絡を希望する際にはお申し出下さい。

(3) 入浴面について

- ① 入浴時の湯温は心臓への負担、血圧への影響の少ない 40~42 度に設定しております。

(4) 排泄面について

- ① 排泄時に紙オムツの持参がなく、利用中に尿とりパット、紙オムツが不足した場合はデイサービスの備品で対応いたします。連絡帳にてお知らせいたしますので次回利用日にご持参ください。

(5) サービス提供記録について

- ① 通所介護の利用ごとに、サービス内容を記載した連絡帳を交付いたしますので必ずご確認下さるようお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら遠慮なくお申し出下さい。

(6) その他

- ① 午睡時、当事業所ではベッドを用意しておりますが、スペースの関係上数に限りがあります。体調や障害の重い方を優先しておりますのでご了承ください。
- ② 所持品については、ご本人に管理して頂いておりますが、他の利用者の物と間違えないように名前を明記してくださるようお願いいたします。なお、多額の現金等事業所内へ貴重品の持ち込みはトラブル防止のためご遠慮下さい。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8 事故発生時の対応について

転倒等による事故が発生した場合は、親族及び居宅介護支援事業者等へ連絡とともに、主治医へすみやかに連絡し、必要に応じて受診等必要な処置を講じます。

9 非常災害対策

当事業所は非常災害の対策として、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために、定期的に、非難、救出その他必要な訓練を行います。

10 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

当事業所について、利用者又はその家族から苦情があった場合は、必要に応じて担当者がお宅に訪問し、苦情の内容を十分に把握し、解決策を検討し、利用者又はご家族に、懇切な説明を行い、同意を得るように努めます。苦情等の申し立ては次のところへお申し出ください。

担当	苦情受付担当者 松島 都樹	
	苦情解決責任者 川村 俊一	
電話番号	019-681-7690	F A X 番号 019-681-7691

※その他、ご相談は当事業所の看護師及び職員にご相談ください。

(2) 当事業所以外の、相談、苦情窓口

受付先	電話番号
盛岡市役所 保健福祉部 介護保険課	019-626-7581
矢巾町いきがい推進課	019-611-2820
紫波町福祉課福祉推進室	019-672-6864
地域包括支援センター川久保	019-635-1682
岩手県国民健康保険団体連合会	019-604-6700(代表)

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項、別紙の内容を説明しました。

<事業者>

所在地：岩手県盛岡市乙部 31 地割 17 番地

名 称：有限会社いわてにっかコミュニティ企画

代表者名：吉田 ひさ子

説明者： 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項、別紙の内容の説明を受け、同意しました。

(利用者)

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

(代理人) 家族 代理人

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印 (続柄 _____)